

名古屋市重度障害者（児）日常生活用具取扱業者登録要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名古屋市重度障害者（児）日常生活用具給付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、日常生活用具の給付を取り扱うことができる業者（以下「取扱業者」という。）の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 取扱業者としての登録を受けようとする者は、日常生活用具取扱業者登録申請書（第1号様式）及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を市長あて提出しなければならない。

（登録資格）

第3条 取扱業者としての登録ができる者は、名古屋市指名競争入札参加資格審査で適格と認定されたもの、もしくは公的証明等により名古屋市指名競争入札参加資格と同等の適格性を有すると認められるもののうち、原則として名古屋市内にその本店、支店、ショールーム等の営業所を有する業者であって、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 市内全域の障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活用具の給付に関し、迅速に対応できる体制が整っていること。
- (2) 日常生活用具について専門的知識を有し、その選定または故障等に関し適切な相談等を行う者が常時いること。
- (3) 要綱に規定する種目について良質な用具を安定的に供給できること。

（登録単位）

第4条 登録を行う単位は、要綱別表1に定める種目ごとに行うものとする。

（登録の審査及び決定）

第5条 市長は、第2条に規定する申請書の提出を受けたときは、第3条に規定する登録資格について調査を行い、取扱業者としての登録について決定するものとする。

2 前項の決定については登録審査会（以下「審査会」という。）の議を経て行う。

3 審査会は、原則として毎年5月、11月の年2回行うものとする。

4 市長は、第1項の規定により登録が適当であると決定をした場合は、重度障害者（児）日常生活用具取扱業者登録決定通知書（第2号様式）により申請者あて通知するものとする。

（登録内容の変更及び登録の辞退）

第6条 取扱業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、ただちに当該各号に規定する届出を行わなければならない。

- (1) 申請書等に記載した事項に変更が生じたとき。

重度障害者（児）日常生活用具取扱業者内容変更届出書（第 3 号様式）

- (2) 日常生活用具の給付を取り扱うことができなくなったとき又は、第 2 条の要件に該当しなくなったとき。

重度障害者（児）日常生活用具取扱業者登録辞退届出書（第 4 号様式）

（登録の取消し）

第 7 条 市長は、取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の事項を記載し、詐欺その他不正行為があったとき。
- (2) 申請書の遵守事項を遵守しないとき。
- (3) 第 3 条の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項による登録の取消しを行う場合は、重度障害者（児）日常生活用具取扱業者登録取消通知書（第 5 号様式）により取扱業者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第 8 条 第 5 条に規定する登録通知を受けた者の取扱業者としての有効期間は、登録日から登録日の属する年の翌々年 5 月 31 日までとする。

- 2 前項に規定する有効期間後も引き続き登録を受けようとする者は、申請書等を市長あて提出しなければならない。
- 3 前項の申請は、第 1 項に規定する有効期間が満了する日の 1 か月前までに行わなければならない。
- 4 申請を受理した市長は、第 3 条の規定に準じて決定し、通知するものとする。

（台帳の整備）

第 9 条 市長は、登録業者の状況を明確にするため、重度障害者（児）日常生活用具取扱業者登録台帳整備し、すみやかに区長あて送付するものとする。

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、取扱業者の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市重度身体障害者（児）日常生活用具取扱業者登録要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。